

## 行政不服審査法改正に伴う記載事項の変更について

「ガス・水道・下水道等使用量・料金のお知らせ」及び「納入通知書」に記載の「下水道使用料に係る付記」は、行政不服審査法の改正により平成 28 年 4 月 1 日から下記のとおり変更となりました。

なお、現在使用している用紙に在庫があることから、経費節減のため平成 28 年 9 月ころまで現用紙を使用しますので、皆様のご理解をお願いいたします。

### 記

#### 下水道使用料に係る付記

※ 下線部分に変更したところです。

##### 1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

##### 2 処分の取消しの訴え

この決定について、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

■問い合わせ先 上越市 都市整備部 生活排水対策課 ☎025-526-5111

**水道・下水道(集落排水)料金一覧表**

③水道料金表(1か月) (税込)

区分	金額
5㎡	1,208.60円
6㎡	2,246.40円
7㎡	2,354.40円
8㎡	7,149.60円
9㎡	27,691.20円
10㎡	54,864.00円
11㎡	55,944.00円
12㎡	173,880.00円
13㎡	176,796.00円

④下水道・集落排水料金表(1か月) (税込)

区分	料金
5㎡	1,427.76円
6㎡	72.36円
7㎡	189.36円
8㎡	219.60円
9㎡	245.16円
10㎡以上	289.16円

◆計算例  
1か月16㎡に使用の場合  
下水道料金=1,208.60円+(55.08円×5㎡)+0.68.48円×6㎡=2,499円(円未満切り捨て)

◆計算例  
1か月16㎡に使用の場合  
下水道・集落排水料金=1,427.76円+(72.36円×5㎡)+(189.36円×6㎡)=2,871円(円未満切り捨て)

**下水道使用料に係る付記**

1 不服申立て  
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え  
この決定について、上記1の決定を経た場合に限り、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（問い合わせ先）  
上越市都市整備部生活排水対策課  
TEL 025-526-5111

この紙は環境にやさしい再生紙を併用しています。

**下水道使用料に係る付記**

1 不服申立て  
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え  
この決定について、上記1の決定を経た場合に限り、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（問い合わせ先）  
上越市都市整備部生活排水対策課  
TEL 025-526-5111

「納入通知書」  
下水道使用料に係る付記  
部分が上記のとおり変更  
になります。

「ガス・水道・下水道等使用量・料金のお知らせ」裏面の  
下水道使用料に係る付記部分が上記のとおり変更になります。